

# Harmony通信

vol.229

2024.03

URL: <http://www.harmony-office.com/>  
mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)  
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

江戸彼岸桜 by 花鳥様

## ■2024年10月からの社会保険適用拡大に関するQ&Aが公開されました

所定労働時間または所定労働日数が通常の労働者（正社員）の4分の3に満たない短時間労働者でも、

- ① 1週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 所定内賃金が月額 8.8 万円以上であること
- ③ 学生でないこと
- ④ 特定適用事業所に使用されていること

という要件を満たせば、健康保険と厚生年金保険の被保険者になります。

今年の10月から、④の特定適用事業所の企業規模要件が、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超える企業から常時50人を超える企業に拡大されるため、厚生労働省によるQ&Aが公開されました。詳細は下記をご確認ください。

### ◆問9 「被保険者の総数が常時 50 人を超える」とは、どのような状態を指すのか。どの時点で常時 50 人を超えると判断することになるのか。

(答)「被保険者の総数が常時 50 人を超える」とは、

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6 か月以上 50 人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6 か月以上 50 人を超えることが見込まれる場合を指します。

### ◆問10 特定適用事業所に該当した適用事業所は、どのような手続が必要になってくるか。

(答) 特定適用事業所に該当した場合は、

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所を代表する本店又は主たる事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）。
- ② 個人事業所の場合は、各適用事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）。

【厚生労働省「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集（令和6年10月施行分）」】  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240124T0010.pdf>

## TOPICS

### ■「令和6年分所得税の定額減税」の特設サイトが開設されました

「令和6年度税制改正大綱」（令和5年12月22日閣議決定）で、岸田内閣が先に掲げた、令和6年分の所得税額から一定額が控除される定額減税が盛り込まれました。法案が成立すれば、給与所得者については令和6年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際から実施されることとなります。金額は、1人あたり3万円、同一生計配偶者および扶養親族がいる場合は1人につき3万円の合計額です。

#### ◆定額減税特設サイト

法案成立前でも、給与計算担当者（源泉徴収義務者）が早期に準備に着手できるよう、国税庁は特設サイトを設け、1月30日に各種パンフレット・資料等を、そして2月5日にQ&Aを公表しました。

#### ◆「令和6年分所得税の定額減税のしかた」

パンフレットは、

1. 定額現在の概要
  2. 給与の支払者の事務のあらまし
  3. 月次減税事務の手順
  4. 年調減税事務の手順
  5. 源泉徴収票への表示について
- 全16頁で解説されています。

#### ◆「令和6年分所得税の定額減税Q&A」

Q&Aは、制度の概要、対象者の選定、月次減額の方法、年調減税の方法、源泉徴収票・給与支払明細書等への記載方法等、全23頁、計59のQ&Aから構成されています。今回の定額減税は、給与計算実務に直接の影響がある内容ですので、資料やQ&Aを参考に、あらかじめ手順を確認しておくといよいでしょう。

【国税庁「定額減税 特設サイト」】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

【同「令和6年分所得税の定額減税のしかた」】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

【同「令和6年分所得税の定額減税Q&A」】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

編集後記：東日本大震災からまもなく13年。あの日を境に平穏な毎日を過ごせることがどれほど有難いか一層身に沁みるようになりました。今も尚困難な状況に置かれた方々、そして能登半島地震の被害に遭われた方々が一日も早く日常を取り戻せるよう、3.11に祈りを捧げます。

## Harmony通信 2024.03

#発行：2024年3月10日

#編集・構成：合同会社Melody



合同会社Harmony

Harmony社会保険労務士法人

Harmony司法書士行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

URL：<https://www.harmony-office.com/>

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

